



発行 東京都

目次

11

条例

○東京都国民健康保険財政安定化基金条例……………（福祉保健局）…

条例のあらまし

●東京都国民健康保険財政安定化基金条例（条例第一号）

- 一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）の改正に伴い、平成三〇年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから東京都国民健康保険財政安定化基金を設置します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

条例

東京都国民健康保険財政安定化基金条例を公布する。

平成二十八年三月三日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例

（設置）

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定に基づき、東京都国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001